

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 10 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 11 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 4号 | 財産の取得について |
| 日程第 15 | 議案第 5号 | 財産の取得について |
| 日程第 16 | 議案第 6号 | 財産の取得について |
| 日程第 17 | 議案第 7号 | 令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第 18 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて |

令和2年第2回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月20日（水）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第10 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第 1号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第 2号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第 3号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第 4号 | 財産の取得について |
| 日程第15 | 議案第 5号 | 財産の取得について |
| 日程第16 | 議案第 6号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第 7号 | 令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて |
-

◎出席議員（15名）

- | | | | | |
|----|-----|----------|-----|----------|
| 議長 | 16番 | 前田 篤 秀 君 | 15番 | 今村 則 康 君 |
| | 1番 | 高橋 義 詔 君 | 2番 | 稲場 仁 子 君 |
| | 3番 | 佐藤 登 君 | 4番 | 秋元 直 樹 君 |
| | 5番 | 一宮 龍 彦 君 | 7番 | 渡部 正 騎 君 |
| | 8番 | 山谷 敬 二 君 | 9番 | 阿部 君 枝 君 |
| | 10番 | 前島 英 樹 君 | 11番 | 佐藤 昇 君 |

《令和2年5月20日》

1 2 番 山 本 悟 君
1 4 番 岩 澤 武 征 君

1 3 番 黒 坂 貴 行 君

◎欠席議員（1名）

6 番 竹 中 裕 志 君

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 河 原 英 男 君
代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	佐 藤 祐 治 君
民 生 部 長	平 間 敏 春 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	総 務 課 長	鈴 木 浩 君
情 報 管 財 課 長	会 津 靖 朗 君	企 画 課 長	今 井 昌 幸 君
財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君	危 機 対 策 室 参 事	山 地 茂 樹 君
税 務 課 長	二 瓶 雄 介 君	子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君
農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君	商 工 観 光 課 長	小 椋 将 秀 君
建 設 課 長	井 上 隆 広 君	生 田 原 総 合 支 所 長	大 辻 祐 一 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	伊 藤 雅 彦 君	白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	村 上 裕 和 君	社 会 教 育 課 長	小 野 寺 正 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 菊 地 隆 君 事 務 局 係 長 田 中 郁 美 君
事 務 局 主 幹 岩 井 誠 志 君

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和2年第2回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、竹中議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和元年度例月出納検査の結果、平成31年度水道料金の債権放棄報告、遠軽町社会福祉資金貸付金の債権放棄報告、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第18までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、渡部議員、11番佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） —登壇—

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和2年第2回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和2年第2回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和2年第1回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症への対策についてであります。道内はもとより、本町においても新型コロナウイルス感染症に関する患者が確認され、現在も予断の許さない状況が続いております。

2月28日に発表された北海道知事の緊急事態宣言により、道内は一時収束に向かっていたところですが、第2波と言われる感染拡大があり、4月16日には国の緊急事態宣言が全国に拡大されるとともに、北海道は全国でも上位の感染者数となったことから、13の特定警戒都道府県の一つとして位置づけられたところであります。

また、道においても4月17日から緊急事態措置として、感染症蔓延防止に向けた取り組みを行っており、国の緊急事態宣言の期間延長に合わせ、5月31日まで外出自粛の要請や学校の臨時休業を要請しているところであります。

このような状況から、町では、子供たちを感染リスクから守るため、町内全ての小中学校を5月31日まで休業とし、児童館、母子通園センターにおきましても、同様に閉所としたところであります。

なお、保護者等の負担を考慮し、保育所及び学童保育事業は通常の体制としており、観光施設や図書館などにつきましては、5月15日まで休業しておりましたが、感染症蔓延防止の対策を十分にとった上で、16日から再開しております。

今回の感染症蔓延の影響により、毎年開催されている各地域のイベントなどが中止や延期となっており、楽しみにしていた町民の皆様におかれましては、大変残念な状況になっておりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

また、外出自粛の要請による影響により、町内の経済が疲弊する中、町では特に影響の

《令和2年5月20日》

大きい飲食店向けにプレミアム付食事券の発行や宿泊施設利用促進事業を実施するほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を創設し、協力金の支給事務を進めているところであります。

さらに、5月6日までの国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことにより、5月7日以降も休業等に取り組む事業者に対し、5月6日までの支援とは別に、町独自の協力金として、追加の協力金制度を設けることといたしました。

また、感染症の流行が長期に及んでおり、町内宿泊施設の苦境が続いていること、また、飲食店以外にも経済的に大きな影響を受けている施設が生じていることから、町独自の取り組みとして、宿泊施設、バス・タクシー、学校給食提供施設及び理美容施設の4区分で支給する特定施設継続支援金を新たに設けたところであります。

さらには、町内の飲食業や宿泊業の経営支援として、3月分及び4月分の水道料金及び下水道使用料を免除してきたところですが、引き続き5月分及び6月分も免除することといたしました。

既に申請をしている事業者には、改めて申請することなく、対象事業者にはその旨をお知らせし、引き続き免除する方向で進めてまいります。

これらの町内事業者の休業等への支援をより一層強化することにより、地域経済の早期回復に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国の緊急経済対策である給付対象者に一律10万円を給付する特別定額給付金につきましては、5月の連休明けに申請書を送付しており、既に多くの申請があることから、一日も早い給付を心がけ、取り組んでいるところであります。

今回の感染症により亡くなられた方、治療を受けておられる方に対し、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、これまで新型コロナウイルス感染症に日々対応されてきた道、保健所及び遠軽厚生病院を初めとする医療従事者並びに関係者の皆様に敬意を表します。

また、町内外の多くの企業や団体、個人の方々から多くのマスクや消毒液などが、町や医療機関に寄贈していただいておりますことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスは、誰もが感染者、感染源になる可能性があります。新型コロナウイルス感染症に罹患された方を初め、その御家族や職場の同僚のほか、医療に従事されているの方々に対し、不当な偏見、差別、いじめなどが決してあってはなりません。

今後もうわさや憶測に惑わされることなく、国等が発表する新型コロナウイルス感染症に関連する正確な情報に基づき、医療崩壊を招かないためにも冷静な判断で行動し、遠軽厚生病院を初めとする医療機関などを支えてくださるようお願いいたします。

町としましても、引き続き国の新型コロナウイルス感染症対策基本方針に基づき、国、道及び遠軽厚生病院等と相互に連携し、感染状況が日々変化している中で、地域の実情に応じた最適な対策を講じてまいりたいと考えており、町広報の瓦版や町ホームページにより、町民の皆様への情報提供に努めてまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号及び承認第2号の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）及び令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、遠軽町固定資産評価員、荒井正教氏の退職に伴い、後任の固定資産評価員を選任することについて専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第4号から承認第6号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第7号の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号から議案第3号までの工事請負契約の締結については、令和2年度末広団地公営住宅長寿命化改修工事（58-B-1棟）の建築主体及び機械設備並びに令和2年度ロックバレースキー場サマーゲレンデ整備工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第4号から議案第6号までの財産の取得については、新型コロナウイルス感染症対策用物品、遠軽町芸術文化交流プラザ備品及び除雪ドーザの購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第7号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、道支出金、繰入金及び町債を補正するものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、特定施設継続支援金、子育て世帯臨時特別給付金、豊里地区営農飲雑用水整備工事及び中山間地域所得向上支援整備交付金等の経費を計上したところです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

《令和2年5月20日》

○財政課長（堀嶋英俊君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億5,484万3,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に61万3,000円を追加し、総額を12億1,714万6,000円としたものです。これにより、歳入合計167億5,423万円に61万3,000円を追加し、総額を167億5,484万3,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に61万3,000円を追加し、総額を30億5,899万5,000円としたものです。これにより、歳出合計167億5,423万円に61万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の167億5,484万3,000円としたものです。

次に、第2表、繰越明許補正について説明いたします。

繰越明許費につきましては、3款民生費2項児童福祉費、新型コロナウイルス感染症対策事業61万3,000円を翌年度に繰り越して使用することが経費として追加したものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、学童保育事業10万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク及び空気清浄機購入に係る経

《令和2年5月20日》

費を計上したものです。子ども・子育て支援事業30万円につきましては、幼保連携型認定こども園こころの新型コロナウイルス感染症対策経費に対する保育対策総合支援事業費補助金を計上したものです。

4目児童館費、児童館運営事業7,000円につきましては、子供用マスク及び大人用マスク購入に係る経費を追加したものです。

5目保育所費、保育所運営事業20万円につきましては、消毒液及びマスク等、感染症対策のための経費を追加したものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金61万3,000円につきましては、放課後児童健全育成事業補助金11万3,000円及び保育対策総合支援事業費補助金50万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

3款民生費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたし

ます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、4月1日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,540万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を196億2,640万5,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に3,540万5,000円を追加し、総額を12億3,391万4,000円としたものです。

これにより、歳入合計195億9,100円に3,540万5,000円を追加し、総額を196億2,640万5,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に3,540万5,000円を追加し、総額を73億8,219万4,000円としたものです。

これにより、歳出合計195億9,100万円に3,540万5,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の196億2,640万5,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業3,540万5,000円につきましては、深刻な経済的影響を受けている飲食店及び宿泊施設の経営支援及び町内の消費喚起を図るため、プレミアム付食事券発行事業補助金2,940万5,000円及び宿泊施設利用促進事業補助金600万円を計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

《令和2年5月20日》

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3,540万5,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

19款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、固定資産評価員の選任について専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをごらん願います。

専決第3号は、地方税法第404条第2項の規定により、遠軽町固定資産評価員に、住所、遠軽町大通北6丁目1番地18、氏名、二瓶雄介、生年月日、昭和44年10月13日を選任することについて、令和2年4月1日に専決処分をしたものであります。

先決理由につきましては、遠軽町固定資産評価員、荒井正教氏が令和2年3月31日をもって遠軽町を退職したためであります。

なお、本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

《令和2年5月20日》

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終わります。
これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認されました。
暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 承認第4号から日程第9 承認第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、日程第8 承認第5号専決処分の承認を求めることについて、日程第9 承認第6号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認3件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

二瓶税務課長。

○税務課長（二瓶雄介君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第4号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めることについて、令和2年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。別紙10ページの次に

《令和2年5月20日》

あります参考資料、遠軽町税条例改正資料（第1条関係）をお開き願います。

なお、改正資料に条項の整備、文言の整備、改元による整備とありますが、条項の整備は、法等の改正による条、項及び号の追加及び削除等により、条項等にずれが生じたもの、文言の整備は、「によって」を「により」等、文言を整理するもの、改元による整備は、昨年改元により、平成から令和になったためのものであります。

また、施行日については、原則、令和2年4月1日のため、特段施行日について申し上げないものについては、令和2年4月1日の施行となります。

第1条関係であります。個人住民税の非課税の範囲、第24条第1項第2号について、寡婦を除き、ひとり親（前年の合計所得が135万円を超えるものを除く）を対象に加えるもので、令和3年1月1日の施行となります。

所得控除、第34条の2について、寡婦を除き、ひとり親であるときは、所得金額から30万円を控除するため、規定を整備するもので、令和3年1月1日の施行となります。

これら二つの条文については、同じひとり親であっても、離婚、死別であれば寡婦控除が適用されるのに対し、未婚の場合には適用されず、婚姻歴の有無によって控除適用が異なっており、また、男女間でも控除の額が違うなど、扱いが異なっているため、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行うため、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除を見直すことになり、このため、このたびの地方税法の改正において、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、所得税と同様に個人住民税について措置することとされ、婚姻歴の有無な性別にかかわらず、生計を一にする子（前年総所得金額等が48万円以下）を有する者については、ひとり親として税制上の措置を設けるためのものであります。

町民税の申告、第36条の2は、条項の整備で、令和3年1月1日の施行であります。

個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の2第1項第3号は、給与所得者の扶養親族等申告書について、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載が不要となるため、削除となります。

第4号は条項の整備であります。

個人住民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書、第36条の3の3第1項第3号は、公的年金受給者の扶養親族等申告書について、公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載が不要となるため、削除となります。

第4号は、条項の整備であります。

法人住民税の申告納付、第48条第2項は、条項の整備であります。

固定資産税の納税義務者等、第54条第2項は、文言の整備。

第4項及び新たに項を追加して、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知をした上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課す

ることができるものとする旨の規定の整備をするものであります。

この第4項及び新たに追加されます項に関しましては、今般改正されました地方税法において、所有者不明土地等にかかわる固定資産税の課税上の問題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保から、現に所有している者（相続人等）の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大の措置を講ずるためのもので、本項は、そのうちの使用者を所有者とみなす制度の拡大をするためのものであります。

次のページをお開き願います。

第5項から第7項については、文言の整備及び条項の整備であります。

固定資産税の課税標準、第61条第9項及び第10項は、条項の整備。

法第349条の3第28項等の条例で定める割合、第61条の2第1項から第3項については、条項の整備。

現所有者の申告、条の追加として、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとするための規定を整備するものであります。こちらは、第54条の際に申し上げました、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の問題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保を行う措置のうち、現に所有している者（相続人等）の申告の制度化を行うものであります。

固定資産に関する不申告に関する過料、第75条第1項については、このたび、現所有者の申告が追加されることにより、当該申告に係る所要の罰則を設けるため、規定を整備するものです。

たばこ税の課税標準、第94条第2項及び第4項については、軽量の葉巻たばこ1本当たり1グラム未満について、重量に応じた課税から、紙巻きたばこと同等の税負担となるよう最低税率を設定するためのもので、たばこ税の引き上げスケジュールに合わせて、一定の経過措置を講じ、段階的に引き上げるものであり、0.7グラム未満の葉たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算となるよう規定を整備するもので、令和2年10月1日の施行であります。

たばこ税の課税免除、第96条、項の追加及び第2項については、輸出等に係る課税免除の手續の簡素化を図るため規定を整備するものであります。

第3項については、条項の整備であります。

たばこ税の申告納付の手續、第98条については、条項の整備であります。

特別土地保有税の納税義務者等、第131条第6項については、条項の整備。

次のページをお開き願います。

附則、延滞金の割合等の特例、第3条の2第1項については、文言の整備。

第2項については、法人住民税の納期の延期の適用を受けた場合の延滞金の割合について、各年の平均貸付割合に加算する割合について、1%から0.5%に変更するものであ

ります。いずれも令和3年1月1日の施行であります。

納期限の延長に係る延滞金の特例、第4条については、文言の整備で、令和3年1月1日の施行であります。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、第6条及び第7条の3の2については、改元による整備であります。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第8条第1項については、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、令和6年度まで延長する規定の整備であります。

読替規定、第10条については、文言の整備であります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第10条の2についてですが、このたびの改正条例では、主に条項の整備、規定の削除、項の追加となりますが、条項の整備においても、地方税法の改正により、取得期限等の延長もなされておりますので、あわせて御説明いたします。

第2項、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設が適用対象から除外されたため、本項を廃止するものであります。

第3項から第5項については、条項の整備。

第6項については、条項の整備であり、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域における推進計画に基づく津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例について、その対象資産の取得期限について、令和6年3月31日まで延長するものであります。

第7項から第9項については、改元による整備、条項の整備であります。

第10項及び第11項については、条項の整備。

第12項から第18項及び第14項の削除については、条項の整備であります。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限について、令和4年3月31日まで延長するものであります。

次のページをお開き願います。

なお、第14項の水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定める規模以上の施設については、新設する第17項へ移行することとなるため、削除するものであります。

項の追加であります。先ほどの水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定める規模以上の施設についての規定が追加され、条例で定める割合を地方税法で定められた割合を参酌して、4分の3とするものであります。

第19項から第21項については、規定の整備、条項の整備であり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限について、令和4年3月

31日まで延長するものであります。

第22項については、規定の整備であり、水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限について、令和6年3月31日まで延長するものであります。

第23項については、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の廃止による削除であります。

第24項から第26項については、改元による整備及び条項の整備であります。

項の追加として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から3年度間はその価格に市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとする規定を整備し、その場合の割合を地方税法で定められた割合を参酌して、3分の2とするものであります。

第27項については、改元による整備及び条項の整備であります。

土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、第11条については、改元による整備であります。

平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例、第11条の2については、改元による整備。

宅地に関して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、第12条については、改元による整備及び文言の整備。

次のページをお開きください。

農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、第13条については、改元による整備及び文言の整備。

特別土地保有税の課税の特例、第15条については、改元による整備及び文言の整備。

軽自動車税の環境性能割の非課税、第15条の2については、改元による整備。

軽自動車税の種別割の税率の特例、第16条については、改元による整備。

長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条については、租税特別措置法第35条の3（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）が新設されたことに伴う規定の整備であります。

施行日については、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行日に属する年の翌年の1月1日となっており、令和3年1月1日であります。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第17条の2第1項及び第2項については、適用期限を令和5年度まで延長することによる規定の整備であります。

第3項については、条項の整備であり、施行日については、土地基本法等の一部を改正

する法律（令和２年法律第１２号）附則第１項第１号に掲げる規定の施行日に属する年の翌年の１月となっており、令和３年１月１日であります。

東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等、第２２条第１項については、条項の整備。

第２項については、改元による整備。

個人の町民税の税率の特例等、第２３条については、改元による整備であります。

次のページをお開き願います。

次に、第２条関係であります。

納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金、第１９条については、条項の整備、文言の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

年当たりの割合の基礎となる日数、第２０条については、後段に出てまいります第５２条第４項の削除に伴い、規定を整備するものであり、令和４年４月１日の施行であります。

町民税の納税義務者、第２３条第３項について、条項の整備及び文言の整備であり、令和４年４月１日の施行日であります。

均等割の税率、第３１条第２項表中については、条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

第３項については、条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

法人の町民税の申告納付、第４８条第１項から第７項については、条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

第９項については、通算法人については、課税標準を法人税とすることに伴う規定の削除であり、令和４年４月１日の施行であります。

第１０項から第１６項については、条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

第１７項については、法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備及び条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、第５０条第２項については、条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

第３項については、法人税において、通算法人ごとに申告を行うこととすることに伴う規定の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

第４項については、条項の整備であり、令和４年４月１日の施行であります。

法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第５２条第４項から第６項については、法人税において、通算法人ごとに申告を行うこととすることに伴う規定の削除であり、令和４年４月１日の施行であります。

次のページをお開き願います。

たばこ税の課税標準、第９４条第２項については、第１条で、軽量の葉巻たばこ１本当

たり1グラム未満について、重量に応じた課税から紙巻きたばこと同等の税負担となるよう最低税率を設定するため、令和2年10月1日より、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算となるよう規定を整備するところではありますが、段階的に引き上げることから、令和3年10月1日から1本当たりの重量は1グラム未満の紙巻きたばこの本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する規定の整備であり、令和3年10月1日の施行であります。

附則、延滞金の割合等の特例、第3条の2第2項については、条項の整備であり、令和4年4月1日の施行であります。

納期限の延長に係る延滞金の特例、第4条第1項については、条項の整備であり、令和4年4月1日の施行であります。

次のページをお開き願います。

次に、第3条関係であります。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成31年遠軽町条例第8号）第3条のうち第24条第1項第2号の改正規定については、町民税の非課税措置対象者について、ひとり親を新設し、寡婦、単身児童扶養者を削除するための規定の削除であります。

第3条のうち、附則第16条に項を加える改正規定については、改元による整備。

附則、施行期日、第1条第1号から第3号については、改元による整備。

第4号については、先ほど申し上げました第3条のうち第24条第1項第2号の改正規定の削除による規定の整備であります。

第5号については、条項の整備及び改元による整備。

町民税に関する経過措置、第2条については、改元による整備。

第3条については、改元による整備。

第4条については、先ほど申し上げました附則第1条第4号の規定の整備による規定の整備であります。

固定資産税に関する経過措置、第5条については、改元による整備。

軽自動車税に関する経過措置、第6条については、改元による整備。

第7条については、改元による整備。

第8条については、改元による整備であります。

別紙に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。

次に、附則について御説明いたします。

第1条は、施行日を定めています。

第2条は、延滞金に関する経過措置を定めています。

次のページをお開き願います。

第3条及び第4条は、町民税に関する経過措置を定めております。

9ページをお開き願います。

第5条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

第6条及び第7条については、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

再び参考資料の9ページをお開き願います。

第8条については、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成27年遠軽町条例第17号）、附則、町たばこ税に関する経過措置、第5条第2項第3号については、改元による整備。

第13項及び第14項については、改元による整備をするものであります。

第9条については、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成28年遠軽町条例第12号）、附則、施行日、第1条第4号については、改元による整備。

第2条の2については、改元による整備。

第4条については、改元による整備であります。

次のページをお開き願います。

第10条については、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成29年遠軽町条例第14号）、附則、施行期日、第1条第3号については、改元による整備。

第2条については、改元による整備であります。

第11条については、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成30年遠軽町条例第11号）、附則、施行期日、第1条第4号から第9号については、改元による整備。

町民税に関する経過措置、第2条第1項及び第2項については、改元による整備。

手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置、第7条については、改元による整備。

手持品課税に係る町たばこ税、第9条第1項から第5項については、改元による整備。

手持品課税に係る町たばこ税、第11条第1項から第5項については、改元による整備であります。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第5号、専決処分書。

先決処分の理由は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和2年4月1日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

別紙2ページの次のページ、参考資料、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容につきましては、納税義務者、第2条第2項については、条項の整備。

《令和2年5月20日》

附則、法附則第15条第40項の条例で定める割合、第5項については、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者に対する課税標準の特例措置の廃止に伴う規定の整備であります。

法附則第15条第44項の条例で定める割合、第6項については、条項の整備。

法附則第15条第45項の条例で定める割合、第7項については、条項の整備。

項の追加として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から3年度間はその価格に市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする場合の割合を地方税法に定められた割合を参酌して、3分の2とする規定の整備であります。

宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例、第9項から第13項については、改元による整備、条項及び文言の整備。

農地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例、第14項については、改元による整備、条項及び文言の整備。

第15項については、条項の整備であります。

別紙に戻っていただきまして、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めております。

第2項、第3項及び第4項については、経過措置を定めております。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

続きまして、承認第6号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第6号、専決処分書。

専決処分の理由は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本条例を定めることについて、令和2年4月1日付で専決処分をしたものであります。

次のページをお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

課税額、第2条第2項については、基礎課税額を「61万円」から「63万円」に引き上げるものであります。

第4項については、介護納付金課税額を「16万円」から「17万円」に引き上げるものであります。

《令和2年5月20日》

国民健康保険税の減額、第23条第1号については、第2条第2項、基礎課税額及び第4項、介護納付金課税額の金額の改正に伴い、基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額をそれぞれ「61万円」から「63万円」に、「16万円」から「17万円」に改正するものであります。

同条第2号については、国民健康保険税の減額基準について、対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を、5割軽減の場合は「28万円」から「28万5,000円」に引き上げ、同条第3号については、国民健康保険税の減額基準について、対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を、2割軽減の場合は「51万円」から「52万円」に引き上げるものです。いずれも低所得者の軽減対象世帯を拡大するものであります。

附則、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第11項については、租税特別措置法第35条の3（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）が新設されたことに伴う規定の整備であります。

施行日については、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日に属する年の翌年の1月1日となっており、令和3年1月1日であります。

附則、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、第12項については、第11項の改正に伴う規定の整備であります。施行日は、令和3年1月1日であります。

別紙について、附則について御説明いたします。

第1項については、施行期日を定めています。

第2項については、経過措置を定めております。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第5号の質疑を終わります。

次に、承認第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第6号の質疑を終わります。

《令和2年5月20日》

以上で、承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

11時15分まで、暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第10 承認第7号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 承認第7号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第7号につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、緊急

に補正予算の必要が生じたため、令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、4月27日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億1,162万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を216億3,802万8,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に19億6,656万1,000円を追加し、総額を37億9,924万6,000円としたものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に4,506万2,000円を追加し、総額を12億7,897万6,000円としたものです。

これにより、歳入合計196億2,640万5,000円に20億1,162万3,000円を追加し、総額を216億3,802万8,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に20億1,162万3,000円を追加し、総額を93億9,381万7,000円としたものです。

これにより、歳出合計196億2,640万5,000円に20億1,162万3,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の216億3,802万8,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業4,506万2,000円につきましては、感染拡大防止のため、店舗の休業や営業時間短縮等の取り組みを行う事業者を支援する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金2,090万円及び協力金支給のための事務費として、職員手当等ほか163万円を計上。町民配布用マスク、医療機関等用マスク、消毒液等の消耗品費として1,739万円及びマスクの町民配布に必要な経費として、印刷製本費ほか333万5,000円を計上。医療従事者への支援事業に係る経費として、ロックバレースキー場ライトアップ整備工事130万円及び応援メッセージ掲示投影板に係る原材料7,000円、ライトアップ用の電気使用料相当分の医療従事者支援事業補助金50万円を計上したものです。

特別定額給付金給付事業19億6,656万1,000円につきましては、国の特別定額給付金に伴う町民1人10万円の特別定額給付金19億5,000万円及び給付に必要と

なる経費として、会計年度任用職員の給料等事務費 1,656万1,000円を計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、特別定額給付金支給に係る事業費補助金19億5,000万円及び事務費補助金1,656万1,000円の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、4,506万2,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第7号の質疑を終わります。

これより、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第1号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第1号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

《令和2年5月20日》

契約の目的は、令和2年度末広団地公営住宅長寿命化改修工事（58-B-1棟）、建築主体であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億9,800万円でありませぬ。

契約の相手方は、丸尾・日新特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月12日、株式会社渡辺組ほか5社により指名競争入札を行い、丸尾・日新特定建設工事共同企業体が1億9,800万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表11番に記載をしておりますので、御参照願います。

丸尾・日新特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和3年2月26日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第2号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度末広団地公営住宅長寿命化改修工事（58-B-1棟）、機械整備であります。

《令和2年5月20日》

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,016万円であります。

契約の相手方は、サトウ・阿部特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町西町2丁目8番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役佐藤好生。構成員、遠軽町2条通南1丁目2番地13、株式会社阿部水道、代表取締役阿部正人であります。

この工事につきましては、5月12日、株式会社高橋組ほか6社により指名競争入札を行い、サトウ・阿部特定建設工事共同企業体が5,016万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表12番に記載をしておりますので、御参照願います。

サトウ・阿部特定建設工事共同企業体とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、令和3年2月26日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第3号工事請負契約の締結について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和2年度ロックバレースキー場サマーゲレンデ整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億1,220万円であります。

契約の相手方は、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

《令和2年5月20日》

この工事につきましては、5月12日、株式会社渡辺組ほか7者により指名競争入札を行い、大同産業開発株式会社が1億1,220万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表14番に記載をしておりますので、御参照願います。

大同産業開発株式会社とは、同日仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、10月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第4号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第4号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、新型コロナウイルス感染症対策用物品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、マスク31万枚、エタノール消毒液86箱であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、随意契約でありまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、早急にマスク及び消毒液の調達が必要であり、調達が可能なのは当該業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約で取得するものであります。

取得価格は1,585万7,600円であります。

取得の相手方は、遠軽町学田3丁目5番地20、株式会社だいいち、代表取締役小林大輔であります。

《令和2年5月20日》

この財産の取得につきましては、5月7日、株式会社だいいちと見積もり合わせを行い、1,585万7,600円で決定しております。

見積もり合わせの執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、株式会社だいいちとは、同日仮契約を締結しております。納期につきましては、6月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 3点お伺いします。

まず1点目、この件は、町民が大変関心を持っていらっしゃる、町長の会見以後、どのようになっているのかということであったのでお聞きします。

まず1点目、今、説明がありましたけれども、随意契約、この説明をもう一度お願いいたします。

それから2点目、購入するマスクなのですが、どのようなマスクを購入するのか、国が配布するようなマスクなのか、それとも病院で使うサージカルマスクなのか、それとも不織布というマスクなのか、それ以外なのか。それも国産なのか外国製なのか、お願いいたします。

もう1点、3点目は、この配布、6月30日が納期となっているけれども、いつごろ町民に手渡すようになるか教えていただきたい。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 山本議員の御質問にお答えします。

1点目、随意契約についてですけれども、情報管財課長のほうから説明ありましたとおり、これだけの大量のマスクを一括して購入できる業者というのが、今回契約しただいいち以外に見当たらなかったと。これは早急に調達するというので、ほかの業者をいろいろ探し回っていても時間がかかるので、購入できる見通しのあるだいいちと仮契約をしたという経緯があります。

続きまして、どのようなマスクを購入したのかということですが、不織布のマスクを購入しております。どこの国から来るのかということですが、お聞きしているところからしますと、中国製のマスクが入ってくるということでもあります。

また、町民にマスクをいつごろから配れるのかということでもありますけれども、一旦中国から日本の業者を通じて入ってきたマスクにつきましては、町民に1人10枚配布をするという約束をしておりますので、10枚ごとにビニールに入れる作業を実施して、その後、町のほうに入ってきます。そして、10枚一袋になっておりますので、これを各世帯の人数ごとに入れてお配りするという形になってきますので、6月中旬以降入荷というこ

とになっております。できるだけ準備を早急にして、お配りしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 山本議員。

○12番（山本 悟君） 第1点目の随意契約、これはわかりました。早急ということで、了解しました。

2点目のマスクの種類、中国製を購入するというふうに今お話になったのですけれども、前回国が行ったマスクの配布の中で、カビだとか黄ばみ、それから異物の混入があったのですけれども、約1割程度入っていたという話を聞きましたけれども、そこら辺の検査はちゃんと進んでいるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 検査につきましては、1枚1枚見るということはできませんけれども、町民の皆様の封筒の中に入れる際に確認しながらやっていくということで実施していきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○8番（山谷敬二君） 財産の取得の別紙のほうの説明書ですが、エタノール消毒液86箱という、資料としては余りにも不親切ではないかなということだけをちょっと指摘させていただきます。箱を取得するのではないので、何リットル入っているのか、何本入っているのか、説明が一切なくて、エタノール消毒液86箱というのは、ちょっと説明、不親切ということだけ指摘させていただきます。

○議長（前田篤秀君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 申しわけございません。エタノール消毒液につきましては、1箱20リットル入りの消毒液、これを86箱購入するということであります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第5号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長（会津靖朗君） 議案第5号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町芸術文化交流プラザ備品一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、フルコンサートグランドピアノ1台、ピアノ専用椅子3脚、グランドピアノ運搬台車1台、その他ピアノ用備品1台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、随意契約でありまして、専門性や特殊性があり、当該業者でなければ提供できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約で取得するものであります。

取得価格は2,141万7,000円であります。

取得の相手方は、東京都港区高輪2丁目17番11号、株式会社ヤマハミュージックリテイリング、代表取締役社長押木正人であります。

この財産の取得につきましては、5月12日、株式会社ヤマハミュージックリテイリングと見積もり合わせを行い、2,141万7,000円で決定しております。

見積もり合わせの執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表2番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、株式会社ヤマハミュージックリテイリングとは、同日仮契約を締結しております。納期につきましては、令和3年3月26日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 購入、ヤマハミュージックリテイリングとなっていますから、これは北見木材経由の会社という方法はとれなかったのかどうか、お聞きいたします。要は、北見木材経由のメーカー、ヤマハピアノ購入という方法をとれなかったのか、検討したのかについてお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） 今の御質問にお答えしたいと思いますが、今回、ピアノの購入ということで、北見木材に関しましては、ピアノの響板ですとか鍵盤の板を製造している会社でございまして、楽器の販売をしている会社ではございませんので、特殊性ということで、ヤマハミュージックリテイリング本社と直接契約したということになっております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号財産の取得についてを採決いたします。

《令和2年5月20日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第14 議案第4号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

会津情報管財課長。

○情報管財課長(会津靖朗君) 議案第6号財産の取得について説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪ドーザ1台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は3,573万9,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場、代表取締役佐渡淳道であります。

この財産の取得につきましては、5月12日、共栄自動車工業株式会社外9者により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が3,573万9,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表3番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日仮契約を締結しております。納期につきましては、12月21日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

◎日程第17 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第7号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第7号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,957万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億5,760万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により説明いたします。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出基金については、2項国庫補助金に2,598万8,000円を追加し、総額を38億2,523万4,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に2,695万円を追加し、総額を6億5,734万7,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に4,973万6,000円を追加し、総額を13億2,871万2,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に1,690万円を追加し、総額を54億8,390万円とするものです。

これにより、歳入合計216億3,802万8,000円に1億1,957万4,000円を追加し、総額を217億5,760万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に4,977万3,000円を追加し、総額を94億4,359万円とするものです。

3款民生費につきましては、2項児童福祉費に2,598万8,000円を追加し、総額を29億2,839万1,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,686万3,000円を追加、2項林業費に2,695万円を追加し、総額を5億5,725万7,000円とするものです。

《令和2年5月20日》

これにより、歳出合計216億3,802万8,000円に1億1,957万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の217億5,760万2,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

地方債の変更につきましては、営農飲雑用水整備事業の限度額を9,530万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業4,977万3,000円につきましては、北海道による感染拡大防止に係る休業等の協力要請期間が延長されたことから、町独自の感染症拡大防止協力金の追加により、1店舗当たり20万円の協力金を支給することとし、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金3,200万円及び協力金支給のための事務費として、印刷製本費ほか9万5,000円を追加、感染症の流行により経済的に大きな影響を受けている施設の事業継続に対する新たな支援として、特定施設継続支援金1,720万円及び支援金支給のための事務費として、職員手当等ほか47万8,000円を計上するものです。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業2,598万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への国の臨時特別給付金給付に伴い、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の給付金を支給するため、子育て世帯臨時特別給付金2,300万円及び給付金支給のための事務費として、職員手当等ほか298万8,000円を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、営農飲雑用水整備事業1,686万3,000円につきましては、豊里地区営農飲雑用水整備に係る工事の追加の必要が生じたことから、工事費を追加するものです。

2項林業費1目林業振興費、鳥獣被害防止対策事業2,695万円につきましては、町内事業者のエゾシカ肉加工処理施設整備が国の補助対象事業となることから、中山間地域所得向上支援整備交付金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金2,598万8,000円につきましては、子育て世帯臨時特別給付金の支給に係る事業費補助金2,300万円及び事務費補助金298万8,000円の追加です。

16款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金2,695万円につきましては、町内事業者のエゾシカ肉加工処理施設整備に対する中山間地域所得向上支援整備交付金の追加です。

《令和2年5月20日》

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、4,973万6,000円の追加です。

22款町債1項町債3目農林水産業債1,690万円につきましては、営農飲雑用水整備事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、9ページから10ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、11ページから12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、13ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、16款道支出金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、19款繰入金、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、22款町債、7ページから8ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号令和2年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 承認第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 承認第8号専決処分の承認を求めることについてを

議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 承認第8号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、財産を処分することについて専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをごらん願います。

専決第8号は、令和2年5月19日に財産を処分することについて専決処分をしたものであります。

処分した財産は、金地金10キログラム。

処分の方法は、随意契約。

処分価格は6,525万円。

処分の相手方は、札幌市中央区北2条西3丁目1、株式会社宝石の玉屋、代表取締役泉研であります。

専決理由につきましては、令和2年5月14日に寄贈のありました金地金を最適な価格で換金するためであります。金の価格は日々変動するものであります。寄贈のあった5月14日現在の価格を下回らない価格で換金することが、寄附者様の御厚意に応えるものと考え、5月19日に処分をしたものです。

処分の相手方につきましては、寄贈のありました金地金のブランドの特約店であることから選定しております。

換金後の現金につきましては、寄附者様の意向に沿い、まちづくり振興基金に積み立てることを予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

《令和2年5月20日》

た。

会議を閉じます。

以上で、令和2年第2回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前11時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤彦

署名議員 渡部 正騎

署名議員 佐藤 昇